## 国土交通省告示第 号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の三の規定に基づき、 土砂災害特別警戒

区域内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分の構造方法並びにこれらと同等以上の

耐力を有する門又は塀の構造方法を次のように定める。

平成十三年 月 日

建設大臣 林 寛子

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分の構造方法並びに

これらと同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件

災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒 建築基準法施行令第八十条の三の規定に基づく土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂

区域 (以下「特別警戒区域」という。) 内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分 (当

該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八条第二項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害

防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年度政令第 号) 第四条の規定に基づき定めた土石等の高

さ又は土石流の高さ(以下「土石等の高さ等」という。) 以下の部分であって、当該特別警戒区域に係る同

法第二条に規定する土砂災害の発生原因となる自然現象 (以下第四において単に「自然現象」という。) に

より衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。) の構造方法並びに当該構造方法を

用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法は、次のとおりとする。

外壁等に同法第二条に規定する急傾斜地の崩壊 (以下単に「急傾斜地の崩壊」という。) により想定

される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして定める構造方法は次のいずれかによるも

のとする。

第 一

次のイ又は口に定めるところによる構造方法

1 外壁が控壁を有するものである場合にあっては、 当該外壁並びに当該外壁を支える控壁及び基礎を

それぞれ次に定める構造方法とすること。

- 1 外壁の構造方法
- (1) 鉄筋コンクリート造とすること。
- (2) 開口部を有しないものとすること。ただし、百平方センチメートル以下の換気口を設け、 その

周囲に径十二ミリメートル以上の補強筋を配置した場合においては、この限りでない。

- (3)厚さは、十五センチメートル以上とすること。 ただし、複配筋とする場合にあっては二十セン
- チメートル以上とすること。
- (4) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。

(5) いて都道府県知事が同法第八条第二項及び同令第四条第一号口の規定に基づき定めた急傾斜地の 外壁の単位長さあたりの縦筋の断面積の和は、次の表一に掲げる当該特別警戒区域の指定にお

ち最大のもの (以下「土石等の移動による最大の力の大きさ」という。) 及び当該力が建築物に

崩壊に伴う土石等の移動により当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力のう

作用する場合の土石等の高さ (以下「移動する土石等の高さ」という。) 並びに当該構造方法を

用いる外壁の部分の高さに応じ、それぞれ同表の式によって計算した数値以上で、かつ、表二に

掲げる当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八条第二項及び同令第四条第一号 八の規定に基づき定めた急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により当該建築物の地盤面に接する

部分に作用すると想定される力のうち最大のもの(以下「土石等の堆積による最大の力の大きさ」

表

کے

移動する土石等の高さ|当該構造方法を用いる外壁の |外壁の単位長さあたりの縦筋の断面積 の和

ばならない。以下、鉄筋の断面積の和を求める場合において同じ。 方ミリメートルにつきニュートン) を除した値を同表から求めた数値に乗じた値以上としなけれ とし、その他の異形鉄筋を用いる場合にあっては当該異形鉄筋の基準強度で二九五 (単位 設省告示第千七百九十四号第一に規定する異形鉄筋SD二九五A又はSD二九五Bを用いるもの は、当該外壁の高さとするものとし、以下「堆積する土石等の高さ」という。) に応じ、それぞ 当該力が建築物に作用する場合の土石等の高さ(外壁の高さが当該土石等の高さ未満であるとき 大の力の大きさに当該外壁の高さを乗じ当該堆積する土石等の高さで除したものとする。) 及び れ同表の式によって計算した数値以上としなければならない。ただし、鋼材は、昭和五十五年建 という。) (外壁の高さが当該土石等の高さ未満であるときは、当該最大の力の大きさは、 — 平

(6) りで求めた配筋の方法を用いる外壁の部分の高さは堆積する土石等の高さ以上の高さとするこ

(単位 メートル)	部分の高さ	(単位   ーメートルあたり平方ミリメートル)
	(単位 メートル)	
一・〇以下	一〇以下	p
		0.069
・○を超え二・○以		
下		
一・〇以下	一・○を超え二・○以下	ס
		0.113
・○を超え二・○以		р
下		0.047
一・〇以下	二・○を超え三・○以下	þ
		0.153
│		70

表

	下		0.062
	一・〇以下	三・○を超え四・○以下	p
			0.179
	・○を超え二・○以		P
	下		0.078
	一・〇以下	四・〇を超え五・〇以下	þ
			0.212
	・○を超え  ・○以		p
	下		0.092
	この式において、。は	pは次の数値を表すものとする。	
	p 土石等の移動による	土石等の移動による最大の力の大きさ (単位	一平方メートルにつきキロニュートン)
12			
	堆積する土石等の高さ	外壁の	外壁の単位長さあたりの縦筋の断面積の和

(単位 メートル)	(単位 一メートルあたり平方ミリメートル)
一・〇以下	W
	0.159
一・○を超え二・○以下	W 0.107
二・○を超え三・○以下	0.084
三・○を超え四・○以下	W 0.074
四・〇を超え五・〇以下	W 0.068
この式において、wは次の数値を表すものとする。	する。
∞ 土石等の堆積による最大の力の大きさ (単位	単位 一平方メートルにつきキロニュートン)

- (7) 補強筋として径九ミリ以上の横筋を三十センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 2 控壁の構造方法
- (1) 鉄筋コンクリート造とすること。
- (2) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。
- (3) けるものとし、当該控壁の高さは1の構造方法を用いる外壁の部分の高さと同じものとすること。 控壁は急傾斜地の崩壊により想定される衝撃が作用する外壁の裏面に当該外壁に対し垂直に設
- (4) 控壁が外壁に接着する部分の中心距離は四・○メートル以下とすること。
- (5) 控壁の単位長さあたりの縦筋の断面積の和は、次の表三に掲げる土石等の移動による最大の力
- に応じ、それぞれ同表の式によって計算した数値以上で、かつ、表四に掲げる土石等の堆積によ

の大きさ及び同表に掲げる移動する土石等の高さ並びに当該構造方法を用いる控壁の突出し長さ

- る最大の力の大きさ、同表に掲げる堆積する土石等の高さ及び同表に掲げる当該構造方法を用い
- る控壁の突出した長さに応じ、それぞれ同表の式によって計算した数値以上としなければならな

	移動する土石等の高さ	控壁の単位長さあたりの縦筋の断面積の和
	(単位 メートル)	(単位 一メートルあたり平方ミリメートル)
	一・〇以下	p
		0.380D
	一・○を超え二・○以下	p
		0.050D
	この式において、 p 及びD は、それぞれ次の数値を表すものと	の数値を表すものとする。
	p 土石等の移動による最大の力の大きさ (※	土石等の移動による最大の力の大きさ(単位 一平方メートルにつきキロニュートン)
	D 当該構造方法を用いる控壁の突出した長さ (単位 メートル)	つ (単位 メートル)
表四		
	堆積する土石等の高さ	控壁の単位長さあたりの縦筋の断面積の和
	(単位 メートル)	(単位 一メートルあたり平方ミリメートル)

(単位 メートル)	D 当該構造方法を用いる控壁の突出し長さ(単位
単位 一平方メートルにつきキロニュートン)	※ 土石等の堆積による最大の力の大きさ(単位
値を表すものとする。	この式において、w及びDはそれぞれ次の数値を表すものとする。
0.021D	
W	四・〇を超え五・〇以下
0.035D	
W	三・〇を超え四・〇以下
0.067D	
W	二・○を超え三・○以下
0.180D	
W	一・○を超え二・○以下
1.291D	
W	- ・ 〇以下

(6) 厚さは、十五センチメートル以上とすること。ただし、複配筋の場合には二十センチメートル

以上とすること。

(7)補強筋として径九ミリメートル以上の横筋を三十センチメートル以下の間隔で配置すること。

(8) 開口部を有しないものとすること。